

令和7年6月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第515号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年12月26日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告本町化学及び被告フタムラ化学は、原告に対し、連帯して498万0712円及び内金484万1838円に対する平成27年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 10 2 被告本町化学及び被告朝日汙過材は、原告に対し、連帯して1203万6310円及び内金1170万8454円に対する平成28年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 この判決は仮に執行することができる。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が設置する水道用水供給事業施設である浄水場で使用する活性炭の購入業務を一般競争入札の方法により発注したところ、別紙1記載の被告ら3社ほか13社が、上記業務の供給予定者及び入札価格について談合行為をして落札した結果、現実の落札価格と談合行為がなければ形成されたであろう落札価格との差額分の損害を被ったと主張して、原告が、共同不法行為(民法709条、719条)に基づき、被告本町化学及び被告フタムラ並びに被告本町化学及び被告朝日汙過材に対し、損害賠償金及び平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「民法」という。)所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

25

1 前提事実(争いがないか、括弧内に掲げる証拠等により認定できる事実。以下、会社名を示す場合の「株式会社」や「有限会社」の表記は省略する。)

(1) 当事者

ア 原告は、地方公営企業法2条1項1号に基づき県民が使用する水道用水供給事業を行っている普通地方公共団体である。公営企業管理者は、事業の執行につき原告を代表し(同8条)、原告には、管理者の権限に属する事務を処理するため、企業局が置かれている。原告はその水道事業用施設として県内に10ヶ所の浄水場(霞ヶ浦、利根川、阿見、鹿島、鰯川、関城、新治、水海道、水戸、涸沼川)を設置している。

イ 被告本町化学(別紙1の番号1)は、医薬品、医薬部外品、工業薬品、化学薬品の製造、販売等を目的とする株式会社である。被告本町化学は卸売業者であり、同社自身は活性炭(新炭)の製造、再生の業務は行っていない。

ウ 被告フタムラ化学(別紙1の番号2)は、活性炭の研究並びに製造販売業及び廃炭等産業廃棄物再生業等を目的とする株式会社である。

エ 被告朝日汙過材(別紙1の番号12)は、活性炭製造及び活性炭再生業等を目的とする会社である。

(2) 粉末活性炭の入札

ア 活性炭は、内部に微細な孔を無数に持つ炭素材料で、ヤシ殻や石炭等から作られている。活性炭には吸着能力があり、有機物やかび臭の原因物質等を除去することができる。

20 活性炭のうち、粉末活性炭は、応急的又は短期間の使用に適した活性炭であり、主に河川を原水とする利根川、水海道、水戸の各浄水場で使用している。

イ 原告は、毎年3月頃、一般競争入札の方法により、調達期間を同年4月1日から翌年3月31日までとする水道用粉末活性炭の調達を行っている。原告は、落札業者との間で、入札により決定したwet炭1キログラム当たりの単価に、納品した量
25 に応じて代金を支払う内容の粉末活性炭購入契約(単価契約書)を締結している。

ウ 一般競争入札は、原告の有資格者名簿に登録のある業者を自社の代理店として

参加する方法によって行われる（以下、こうした代理店を「窓口業者」という。）。

(3) 平成26年度入札（以下、後記(4)と併せて「本件各入札」という。）。

原告は、平成26年3月17日、水道用粉末活性炭調達に係る平成26年度入札を実施した。入札には、被告フタムラ化学及びツルミコールの窓口業者である大和化成ほか16社が参加し、その結果、大和化成がw e t炭1キログラム当たり183円（消費税別）で落札した（メーカーと窓口業者との関係は別紙5、入札結果は別紙6（甲5）のとおりである。）。

原告は、大和化成と、同年4月1日、契約単価をw e t炭1キログラム当たり183円（消費税別）とする単価契約書を締結した上、同社に対し、同年度中の購入費として別紙3の「H26（2014）年度」の「支払日」欄の日に「支払額（円）」欄のとおり支払をした。（甲8、10の1～4、11の1～9）

(4) 平成27年度入札

原告は、平成27年3月16日、水道用粉末活性炭調達に係る平成27年度入札を実施した。入札には、被告朝日汙過材の窓口業者である東邦薬品ほか17社が参加し、その結果、東邦薬品がw e t炭1キログラム当たり170円（消費税別）で落札した（入札結果は別紙7（甲7）のとおりである。）。

原告は、東邦薬品と、同年4月1日、契約単価をw e t炭1キログラム当たり170円（消費税別）とする単価契約書を締結した上、同社に対し、平成27年度中の購入費として別紙3の「H27（2015）年度」の「支払日」欄の日に「支払額（円）」欄のとおり支払をした。（甲9、12の1～11、13の1～8）

(5) 平成28年度以降の落札価格の推移（w e t炭1キログラム当たり単価（消費税別。以下、落札価格ないし入札価格は同様の表記をする。）

ア 平成28年度から令和2年度まで

別紙2中の「1 落札価格」「談合終了後の期間」の各年度欄に記載のとおりである。（甲13の1～5）

イ 令和3年度及び令和4年度

令和3年度は111円、令和4年度は255円である。(甲23、弁論の全趣旨)

(6) 公正取引委員会による立入検査並びに課徴金納付命令及び排除措置命令(以下「課徴金納付命令等」という。)(甲1～3、19、35)

ア 公正取引委員会は、平成29年2月21日、別紙1の被告ら3社及び13社(以下、これらを総称して「本件16社」といい、被告本町化学を除く15社を「本件15社」という。)が行った、東日本地区に所在する地方公共団体が入札等の方法により発注する浄水場等向けの活性炭(以下「特定活性炭」という。)の取引等に関して、独占禁止法47条1項4号の規定に基づく立入調査を実施した。

イ 公正取引委員会は、令和元年11月22日、本件16社が、共同して、特定活性炭(これには、原告が設置する浄水場向けの活性炭が含まれる。)について、供給予定者(自社の活性炭を供給すべき者)を決定し、供給予定者が被告本町化学を介して供給することができるようにすることにより、公共の利益に反して、特定活性炭の取引分社における競争を実質的に制限し、独占禁止法2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法3条の規定に違反するとして、本件16社のうちの12社(被告らはこれに含まれる。)に対し、同法7条2項の規定による排除措置命令をした。

また、公正取引委員会は、同日、独占禁止法7条の2第1項の規定に基づき、被告本町化学に対しては1億6143万円の、被告フタムラに対しては3068万円の、被告朝日汙過材に対しては708万円の課徴金納付命令を発した。課徴金算定の基礎となる取引には、被告本町化学については本件各入札に係る取引が、被告フタムラについては平成26年度入札に係る取引が、被告朝日汙過材については平成27年度入札に係る取引が、それぞれ含まれる。

ウ 被告本町化学は、前記イの課徴金納付命令等を不服として抗告訴訟を提起したが、東京地方裁判所は、令和4年9月15日、被告本町化学の請求を棄却し、東京高等裁判所は、令和6年10月16日、被告本町化学の控訴を棄却する判決をした。(甲19、35)

被告フタムラ化学と被告朝日汙過材は、前記イの課徴金納付命令等に対して抗告訴

訟を提起しなかった。

2 当事者の主張

(1) 不法行為の成否

【原告の主張】

5 ア 被告本町化学と本件15社は、特定活性炭の入札に関し、遅くとも平成25年
10月24日以降、各社の利益を確保するため、供給予定者を決定し、供給予定者は
被告本町化学を介して供給し、供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるよう
協力する旨の合意をし（以下これを「本件基本合意」という。）、これに基づき平成2
6年度、平成27年度の各入札（本件各入札）をするに当たり、供給予定者及び入札
10 価格を調整して決定した（以下これを「個別調整行為」という。）。かかる被告らの行
為は、独占禁止法第2条6項、3項に違反する違法行為であるとともに、入札を実施
して自由競争により形成されるはずの公正な価格により活性炭の調達をすることを
妨げるものであり、原告に対する不法行為を構成する。

イ 独占禁止法2条6項に該当する違法行為をした事業者に当たらない旨の被告
15 本町化学の主張は否認し、争う。仮に、被告本町化学の行為が独占禁止法には違反し
ないとしても、談合行為を幫助した者として不法行為責任を負う。

【被告本町化学の主張】

被告本町化学の不法行為責任に関する主張は否認し、争う。

供給予定者は従来から活性炭メーカー（以下「メーカー」という。）の間において定
められたルールによって決定されており、被告本町化学は当該ルールに従って供給予
20 定者が決定されるに当たり、メーカーの指示を受けメーカーに代わって他のメーカー
に対して事務的・機械的に連絡をしていたに過ぎず、被告本町化学が供給予定者を決
定していたことや主体的に連絡を取るなどの行為をしていたことはない。

また、供給予定者の窓口業者の入札価格は、供給予定者の供給価格を踏まえて当該
25 供給予定者自身が決定するもの、供給予定者以外の窓口業者の入札価格は当該供給予
定者が決定するものであって、卸売業者の被告本町化学が決定できるような性質のも

のではない。

さらに、メーカーは、被告本町化学が連絡行為その他の行為を行わなかったとしても、メーカー間で直接連絡を取り合うことで本件談合を行うことができた。メーカーは、被告本町化学を介在させれば本件談合が発覚しにくくなると考えて、被告本町化学を利用し介在させたに過ぎない。

以上のとおり、メーカーが供給予定者や入札価格を決定しており、被告本町化学は談合行為を行っておらず、メーカーの連絡役、手足に過ぎないから違法行為の主体でなく、メーカーとは実質的に競争関係になく、独占禁止法2条6項の事業者にあたらないから、被告本町化学の不法行為は成立しない。

【被告フタムラ化学の主張】

否認ないし争うが、基本合意に関し、被告フタムラを名宛人とする課徴金納付命令、排除措置命令書に記載された内容に関しては積極的に争わない。

【被告朝日汙過材の主張】

基本合意は認め、平成27年度入札に係る個別調整行為は否認する。

(2) 損害の有無

【原告の主張】

本件各入札は一般競争入札であり、結果的にアウトサイダーが入札に参加していたとしても当然に適正な競争原理が働いていたとはいえない。インサイダー間による調整行為がなければ、更に低い価格で落札していた可能性が高く、原告には損害が発生している。

【被告フタムラ化学の主張】

被告フタムラ化学は、平成26年度入札において、アウトサイダーが参加するか否か及び参加するとしてもいくらで入札してくるかについて全く知る由もなかったから、入札の時点においてアウトサイダーとの間で競争原理が働いていたといえ、同年度の落札価格はインサイダー間の調整行為によって形成されたものとはいえない。

【被告朝日汙過材の主張】

被告朝日汙過材の窓口業者の落札価格170円は、アウトサイダーであるサムライの入札価格180円に近似していることからすれば、平成27年度入札においては、被告朝日汙過材とアウトサイダー間に適正な競争原理が働いていることは明らかであり、原告の損害は生じていない。

5 (3) 損害額の認定

【原告の主張】

ア 被告らの違法行為により原告が被った損害は、違法行為により形成された現実の落札価格（以下「現実落札価格」という）から、当該違法行為がなければ形成されたであろう落札価格（以下単に「想定落札価格」という）を差し引いた額である。

10 別紙1の被告ら3社ほか13社（本件16社）は、本件の違反行為以前においても、本件と同様の違反行為を行っていた疑いがあることから、本件では違反行為が終了した直後の落札価格が違反行為の影響を受けない自由な競争による価格である。

本件では、平成26年度分及び平成27年度分（本件各入札）は談合の違法行為の影響を受けているが、平成28年度以降分は談合の違法行為の影響を受けていない。

15 そして、談合中とその影響を受けなくなった時期を比較したとき、消費者物価指数、賃金、生産動態統計における粉状活性炭の出荷販売単価の推移に照らしても、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にはさしたる変動はないから、本件各入札後の入札である平成28年度から令和2年度までの落札価格の平均値をもって想定落札価格とするのが相当である。

20 被告らの違法行為により原告に生じた損害額元本は、別紙2の「3 損害額（税込）」及び別紙3のとおり、平成26年度が440万1838円、平成27年度が1064万8454円であり、確定遅延損害金（窓口業者に支払った活性炭購入費の各支払日から各年度の最も遅い支払日の前日までのもの）は、別紙4のとおり、平成26年度分（平成27年4月23日までのもの）が13万8874円、平成27年度分（平成28年4月24日までのもの）が32万7856円である。そして、弁護士費用は、
25 平成26年度分が44万円、平成27年度分が106万円である。

よって、原告は、平成26年度分について、被告本町化学及び被告フタムラ化学に対し、498万0712円及び内金484万1838円に対する平成27年4月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め、平成27年度分について、被告本町化学及び被告朝日汙過材に対し、1203万6310円及び内金1170万8454円に対する平成28年4月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

イ 被告らの主張はいずれも争う。本件は、各年度の発注者、納入場所等が全く同一の水道用粉末活性炭の調達に係る一般競争入札の事案であり、民事訴訟法248条によらずとも、平成28年度から令和2年度までの落札価格の平均価格をもって想定落札価格とするのが相当である。

なお、原告が被告らに請求した日（令和3年3月10日付け）以降の落札価格も平均落札価格の算定の基礎とすべき場合には、令和3年度分を基礎に含めるのは相当であるが、その後に原材料や物流費の高騰といった経済条件等の変動があった令和4年度分を基礎に含めることは相当でない。また、認定された想定落札価格が原告主張の想定落札価格（136.6円）を下回る場合には、原告の請求は一部請求とする。

【被告本町化学の主張】

ア 原告が主張する方法により想定落札価格を推認するには、その前提として、談合による影響解消の前後で、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないことを原告が主張立証をする必要があるが（最判平成元年12月8日民集43巻11号1259頁〔鶴岡灯油訴訟〕。以下「本件最判」といい、こうした考え方を「前後理論」という。）、本件ではその主張立証がない。原告が指摘する各指標は、上記変動がないことの根拠とはなり得ないものである。

かえって、平成29年度の入札は、談合の疑いあるいは談合継続の疑いを避けるために低額で入札するという萎縮効果が働いたと推認されること、平成27年度から平成28年度にかけて中国から輸入される活性炭の価格が約20%下落する変動があり、平成29年度以降も下落の影響が残るとみるべきこと、平成27年度から平成2

9年度にかけて燃料であるA重油の大幅な変動があったことからすると、落札価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等に変動があるというべきである。

したがって、本件は前後理論の適用の前提を欠いている。

イ 前後理論が適用される場合、または前後理論が適用されず、民事訴訟法248条により損害額が認定される場合でも、損害算定における控えめの法理が妥当し、同種裁判例等に照らしても、本件の損害額は落札率に基づき算出される損害額を超えるものではない（予備的主張）。

すなわち、仮に前後理論が適用されるとしても、原告が算定の基礎とする落札価格は5件しかなく合理性を欠く。前記アの経済的要因等の変動を踏まえれば、当該商品の価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因の総合検討が必要であり、その場合、落札価格と予定価格の比率（落札率）をもって想定落札価格を推認する方法を用いることが本件最判に沿う。

平成28年度から令和2年度までの落札価格のうち、公正取引委員会による排除措置命令の実行期間中に実施された平成28年度の入札は、算定の基礎から除外されるべきであり、本件における想定落札率は平成29年から令和2年までの落札率の平均である63.53%となる。

そして、上記想定落札率は、平成26年度の落札率（63.10%）、平成27年度の落札率（58.62%）を上回っているから、原告に損害は発生していない。

【被告フタムラ化学の主張】

入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がないことの立証が不十分である。

また、入札における平均単価の傾向を正確に把握するとすれば、入札のうち、最高額と最低額の各入札は除外した上で、その余の入札価格の平均値を算出しなければならないところ、本件における入札価格には、相当のばらつきがあり、平成26年及び平成27年の入札単価が、原告が談合期間と主張する期間以降（正常な競争下での入札期間）の中間平均入札単価の平均額（187.25円/kg）を超えてしまってい

る。これは、平成26年及び平成27年においても、アウトサイダーとの競争原理が働いていたために採算度外視で安価な入札をしなければならず兩年の落札価格が不当な競争制限により入札価格が高騰していたとはいえない、あるいは少なくとも経済情勢の変動が生じている等の理由により前後理論を用いることが不相当な事例であることの証左である。

【被告朝日汙過材の主張】

ア 入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がないことの立証が不十分である。かえって、被告朝日汙過材が平成27年度入札で原告に納入した粉末活性炭と同種の活性炭の仕入単価は、平成28年度及び平成29年度の間で著しく下落しており、粉末活性炭をめぐる経済条件の変動を直截的に示している。

イ 想定落札価格の算定の基礎とすべき落札価格

(ア) 公正取引委員会による排除措置命令の実行期間中に実施された平成28年度の入札は算定の基礎から除外されるべきである。

(イ) 平成30年度(150円)、令和元年度(151円)には被告朝日汙過材には最低限の営業利益しか生じていないことからすれば、当該落札価格を大きく下回る平成29年度から令和2年度までの落札価格の平均値を想定落札価格とするのは相当でないが、仮に平均値を用いるのであれば、平成29年度から令和4年度分の平均値を想定落札価格とすべきである。

ウ 逸失利益の認定は謙抑的であるべきである。

3 争点

(1) 不法行為の成否

争点は、①本件各入札が談合の基本合意及び個別調整行為に基づくものであるか、原告に対する不法行為を構成するか、②談合行為を行っておらず、メーカーの連絡役、手足に過ぎないから違法行為の主体でなく、独占禁止法2条6項の事業者にあたらないから不法行為は成立しない旨の被告本町化学の主張の当否である。

(2) 損害の有無

争点は、アウトサイダーとの間で競争原理が働いていたから損害が発生しない旨被告フタムラ化学及び被告朝日汙過材の主張の当否である。

(3) 損害額の認定

- 5 争点は、①本件各入札（平成26年度、平成27年度）とそれより後の各入札において、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないといえるか（争点①）、②想定落札価格を、本件各入札以降の落札価格の平均値をもって算定することが相当であるか、相当である場合には、いかなる年度の落札価格を算定の基礎とすべきであるか、不相当である場合には、落札価格
10 と予定価格の比率（落札率）をもって想定落札価格とするべきである、あるいは、民事訴訟法248条により損害額を算定すべきであるか（争点②）、③具体的損害額（争点③）である。

第3 当裁判所の判断

1 不法行為の成否

- 15 (1) 認定事実（括弧内の証拠等により認められる事実）

ア 被告らの営業担当者

(ア) 被告本町化学（甲15の1、15の6）

■（以下「■」という。）は、被告本町化学営業部に平成10年代半ば頃に設置された活性炭グループの■

20 ■を務めた。

■（以下「■」といい、■と併せて「■ら」という。）は、■の部下であった者であり、平成27年4月以降は■の後任として■となった。

■（以下「■」という。）は■らの部下である。

25 ■ら及び■は、被告本町化学が、新潟県、長野県及び静岡県以東の東日本地区における地方公共団体等の浄水場で使用される活性炭の取引の商流に入るための営業活動を担当していた。

(イ) 被告フタムラ化学 (甲16の1、2)

■■■■ (以下「■■■■」という。)は、平成22年から被告フタムラ化学の東日本地区における活性炭の■■■■であり、同社及び同社の子会社であるツルミコールの営業活動を担当していた。

5 (ウ) 被告朝日汙過材 (甲17の1・2)

■■■■ (以下「■■■■」という。)は、平成13年頃に活性炭の営業を担当するようになって以降、平成20年及び21年頃を除き、被告朝日汙過材の活性炭の営業活動を担当していた。

イ 入札談合の概要 (甲15の1、15の3、15の6、15の7、16の1、1
10 6の2、17の1、17の2)

(ア) 被告本町化学は、地方公共団体がその浄水場で使用する活性炭の商流において、クラレケミカル (現在のクラレに合併)、日本エンバイロケミカルズ (平成27年4月に大阪ガスケミカルが事業承継)、被告フタムラ化学、水 i n g に連なる会社等のメーカーの一次店として、地方自治体向けの活性炭をそれらのメーカーから購入し、
15 二次店その他の利用者に販売していた。

その後、■■■■は、被告本町化学として売上げを上げたいと考えていた地方公共団体向けの活性炭について、メーカーに対し、この物件は貴社の活性炭を担いで供給したいといった希望を伝えるようになった。

次第に被告本町化学が一次店を務めるメーカーは増えていき、■■■■は、被告本町化学が一次店を務める各メーカーの営業担当者と人的つながりを深くしていった。こう
20 して、■■■■は、各メーカーの担当者から、被告本町化学を通じ、この地方自治体の物件で活性炭を供給したいという、メーカー側の希望を聞くようになっていった。

(イ) 平成20年頃までに、■■■■は、被告本町化学が供給したいと考える地方公共団体向けの活性炭の入札物件について、被告本町化学の考えと、各メーカーが供給したい物件の希望をまとめて調整するようになり、どの物件で、どのメーカーが活性炭を
25 供給するのかの方針を入札前に決め、それをメーカー各社に伝えるようになっていた。

平成25年頃以降に東日本地区に所在する地方公共団体が入札等の方法により発注する浄水場等向けの活性炭（特定活性炭）の物件について、活性炭を供給したい物件の希望を被告本町化学に伝え、被告本町化学において、どのメーカーがどの物件で活性炭を供給するかの方針を決める関係を被告本町化学と構築していたメーカーは、
5 別紙1のうちの被告本町化学を除いた会社（本件15社）であった。

(ウ) 特定活性炭に関する入札談合は、概要、次のような手順で行われた。

すなわち、被告本町化学の■■■■らは、本件15社の営業担当者と、毎年11月頃から翌年1月か2月までの間に、被告本町化学営業部の会議室等で複数回面談するほか、電話やメール等でもやりとりをしていた（以下「面談等」という。）。■■■■らは、本件
10 15社の営業責任者に、■■■■が■■■■に作成させていた入札結果表（活性炭の発注物件の落札業者、活性炭納入メーカー、落札金額等の入札結果をまとめたもの）や予定見込表（地方公共団体による今後の発注が見込まれる活性炭の物件についての参考見積の実施状況などを基にとりまとめたもの）を示すなどし、各社の営業担当者からは、この物件を取りたい等の供給予定者になりたい旨の希望を聞いていた。供給予定者を
15 誰にするかは、入札前に被告本町化学の■■■■及び■■■■と本件15社の営業担当者間で確認、調整され、供給予定者が決定されると、その入札価格は、入札前に被告本町化学と供給予定者の営業担当者が相談し、被告本町化学又は供給予定者が決めていた。供給予定者の窓口業者への入札価格の連絡は、■■■■や■■■■が行なうこともあったし、供給予定者が行なうこともあった。そして、被告本町化学の■■■■と■■■■は、協力価格
20 （協力価格は、供給予定者の窓口業者が落札できるようにするため、窓口業者の入札価格よりも高い価格を設定する。）を決め、これを供給予定者以外のメーカーに連絡し、供給予定者以外のメーカーは、協力価格により入札するか、入札に参加しないことで供給予定者が落札できるよう協力していた。

本件15社は、落札後には、上記の手順を経て決定された供給予定者から窓口業者
25 までの間の商流に加わることによって被告本町化学が差益を得ることを了承し、実際にも同社は商流に加わって利益を上げていた。

ウ 本件各入札の経緯（甲５、７、１４の１、１５の１、１５の２、１６の１、５
２の１から１０、弁論の全趣旨）

（ア）平成２６年度入札

被告フタムラ化学営業担当者と被告本町化学営業担当者は、平成２６年度の入札に
先立って面談等をし、被告フタムラ化学営業担当者は、茨城県企業局が発注する粉末
活性炭の納入予定者になりたい旨の意向を伝え、被告本町化学営業担当者もその旨了
承した。また、被告フタムラ化学営業担当者は、入札日の３日ほど前に、被告本町化
学営業担当者との間で、被告フタムラ化学の窓口業者である大和化成が入札すべき価
格を電話で打ち合わせた。

平成２６年度入札結果は別紙６（甲５）のとおりであり、被告の窓口業者（大和化
成）が１８３円で落札した。その他の窓口業者の入札価格は、本件１５社以外の会社
の窓口業者（吉岡商店）が２３２円であったが、被告フタムラ化学以外の本件１５社
の窓口業者は２６８円から２９２円の範囲であった。

上記落札後、被告本町化学は被告フタムラ化学から活性炭を仕入れ、これを大和化
成に販売することにより商流に入り差益を取得した。

（イ）平成２７年度入札

被告朝日汙過材営業担当者と被告本町化学営業担当者は、平成２７年度の入札に先
立って面談等をし、被告本町化学営業担当者は、今年度は被告朝日汙過材を起用する
旨の提示をし、同社はその旨了承した。被告朝日汙過材営業担当者は、被告本町化学
営業担当者から情報を収集し、同社や被告朝日汙過材の代理店（東邦薬品）が得るマ
ージンの額を加味して入札金額を決め、東邦薬品に入札金額を伝えた。

平成２７年度入札結果は別紙７（甲７）のとおりであり、被告朝日汙過材の窓口業
者（東邦薬品）が１７０円で落札した。その他の窓口業者の入札価格は、本件１５社
以外の会社の窓口業者（サムライ）が１８０円であったが、被告朝日汙過材以外の本
件１５社の窓口業者は２０１円から３０４円の範囲であった。

上記落札後、被告本町化学は被告朝日汙過材から活性炭を仕入れ、これをアサヒ工

業化学に販売することにより商流に入り差益を取得した。

エ 平成28年度以降の入札（甲1、14の1～5、23、弁論の全趣旨）

(7) セラケム（別紙1の16番）は平成27年10月27日に、ダイネン（別紙1の8番）は、平成28年1月14日に、被告本町化学に対して談合からの離脱を表明した。

同年3月15日に実施された平成28年度入札（甲14の1）は、太平化学産業（別紙1の10番）の窓口業者である東鉱商事が127円で落札した。他の窓口業者の入札価格は、本件15社以外の会社の窓口業者（サムライ）が132.80円、談合から離脱したセラケムないしダイネンの窓口業者（小西安、ITSトレーディング、林六、鹿島商会、フジオックス）が210円から242円の範囲、セラケムとダイネンを除く本件15社の窓口業者が243円から300円の範囲であった。

(4) 被告フタムラ化学及びツルミコール（別紙1の15番）は、平成28年7月25日に被告本町化学に対して談合からの離脱を表明した。また、その他の会社も、平成29年2月21日に公正取引委員会の立入調査があったことを契機に談合行為を取りやめた。

平成29年3月14日に実施された平成29年度入札（甲14の2）は、前記(7)のとおり既に談合を離脱していたダイネンの窓口業者（鹿島商会）が133円で落札した。他の窓口業者の入札価格は、セラケム、ダイネン、被告フタムラ化学及びツルミコールの窓口業者（林六、小西安、大和化成、フジオックス、ITSトレーディング）が148円から240円の範囲、上記4社を除く本件15社の窓口業者が150円から290円の範囲であった。

(ウ) 平成30年度から令和3年度までの落札価格は、順に、150円、151円、122円、111円と大きな変動なく推移したが、令和4年度の落札価格は255円と大きく上昇した。

(2) 検討

ア 前記認定事実によれば、別紙1の被告ら3社ほか13社（本件16社）は、遅

くとも平成25年頃までには、東日本地区に所在する地方公共団体が入札等の方法により発注する浄水場等向けの活性炭（特定活性炭）について、各社の利益を確保するため、被告本町化学の営業担当者と本件15社営業担当者との面談等による情報交換を通じて供給予定者及び入札価格を決定し、落札した供給予定者は、同者から窓口業者までの間の商流に被告本町化学を加えて同社を介して活性炭を供給し、供給予定者以外のメーカーは協力価格で入札するなどして供給予定者が落札して供給できるよう協力する旨の基本合意（本件基本合意）が成立したと認められる。

また、前記認定事実のとおり、納入予定者及び入札価格の決定について被告本町化学と被告フタムラ化学（平成26年度）、被告本町化学と被告朝日汙過材（平成27年度）との間の相互了解があったこと、各年度の落札者以外の本件15社の窓口業者の入札価格は、落札者の入札価格よりも相当高い金額であったこと、各年度の落札後、被告本町化学が商流に入り差益を得ていることからすれば、本件各入札について本件基本合意に基づく個別調整行為が行われたことが推認される。

そして、事業者は、本来的には、入札に参加するかどうか、入札に参加する場合に入札価格をどうするか、落札した場合に入札実施者までの商流に別の業者を入れるかどうかなどを自由に決め、入札実施者は、こうした事業者の自由かつ公正な競争により形成される落札価格によって契約を締結する権利ないし法的利益があるというべきところ、特定活性炭に係る入札談合の本件基本合意は、事前には供給予定者を決めてこれに落札、供給させるための方法や手順等を取り決めるものであり、これにより事業者が取決めに制約されて意思決定を行うことになるという点において、他の事業者と共同して相互にその事業活動を制限し、特定活性炭の取引分野における競争を実質的に制限するものであるから、本件基本合意は独占禁止法3条が禁止する同法2条6項の不当な取引制限に該当し、これに基づく個別調整行為の結果として本件各入札が行われたことで、自由かつ公正な競争による価格で契約を締結する原告の権利ないし法的利益を侵害したといえるから、平成26年度入札における被告本町化学及び被告フタムラ化学の行為並びに平成27年度入札における本町化学及び被告朝日汙過材

の行為は、原告に対する不法行為を構成する。

イ 被告本町化学の主張について

被告本町化学は、メーカーが供給予定者や入札価格を決定しており、被告本町化学はメーカーの連絡役、手足に過ぎず違法行為の主体でなく、独占禁止法2条6項の事業者にあたらないから、被告本町化学の不法行為は成立しない旨主張する。

しかしながら、被告本町化学の営業担当者であった[]及び[]が、特定活性炭の入札の前にメーカー本件15社の営業責任者と面談等をして入札結果表や予定見込表を示すなどして希望する物件を営業担当者間で確認、調整して供給予定者となるメーカー及びその入札価格の決定に関与していたこと、本件15社は被告本町化学が落札した供給予定者から窓口業者までの間の商流に加わって差益を得ることを了承していたことは、相互に符合する被告本町化学営業担当者の[]、被告フタムラ化学営業担当者の[]、被告朝日汙過材営業担当者の[]の各供述（甲15の1～7、16の1・2、17の1・2）によって認定することができ、実際にも、被告本町化学は、本件各入札後に商流に加わって差益を得ていることは既に説示したとおりである。

そうすると、被告本町化学自身も自らの利益を確保するために主体的に談合に関与していたというべきであり、メーカーの連絡役ないし手足に過ぎない、独占禁止法2条6項の事業者にあたらないから不法行為は成立しない旨の被告本町化学の主張は採用できない。

2 損害の有無

被告フタムラ化学及び被告朝日汙過材は、各落札価格はアウトサイダーとの適正な競争原理が働いて形成された価格であり、原告に損害は生じていない旨主張する。

そこで検討するに、前記認定事実のとおり、平成26年度、平成27年度の各入札には本件15社以外の会社の窓口業者が参加しており、その入札価格は、いずれも落札した上記被告らに次いで低い金額であったことが認められる。[]及び[]は、アウトサイダーの入札参加が予想される案件については、被告本町化学の営業担当者が本件15社の営業担当者との面談等の際に「戦ってください」などと言い、本件15

社のうちの納入予定者が、入札価格をアウトサイダーに対抗できる安い価格で入札することを決めていた旨供述（甲15の2、17の2）するところ、この供述は、上記入札結果と整合的である。

しかしながら、アウトサイダーの入札参加が予想される案件であっても、本件15
5 社間（インサイダー）では基本合意に基づく個別調整行為が行われることから、納入
予定者はインサイダー他社が落札する心配をすることなくアウトサイダーにだけ勝
てる価格設定をすればよいことになり、実際にも、本件各入札では、インサイダー他
社は協力価格で入札して被告らの落札に協力している。各事業者は、本来的には、自
由に価格を決定して入札に参加すべきものであり、本件各入札で談合がなければ、本
10 件15社は自由に入札価格を決定して入札に参加し、それにより価格のたたき合いが
行われて落札価格が決定されていたはずであるといえるから、本件各入札の落札価格
が適正な競争原理に基づき形成されたものとはいえない。

以上によれば、被告らの上記主張は採用できない。

3 損害額の認定について

15 (1) 被告らの違法行為により原告が被った損害は、原則として、違法行為により形
成された現実の落札価格（現実落札価格）から、当該違法行為がなければ形成された
であろう落札価格（想定落札価格）を差し引いた額である（差額説）。

想定落札価格は、現実には存在しなかった価格であり、これを直接推計することは
困難であるから、現実存在した落札価格を手掛かりとしてこれを推計することが
20 許されてよい。そして、違反行為の前後で価格形成の前提となる経済条件、市場構造
その他の経済的要因等に変動がない限り、当該違反行為のされる直前の落札価格を
もって想定落札価格とするのが相当である（本件最判、最判昭和62年7月2日・民
集41巻5号785頁）。

もつとも、当該違反行為がされる直前の価格が違反行為の影響を受けない自由な
25 競争による価格でない場合には、これをもって想定落札価格とするのは相当でなく、
むしろ、当該違反行為が終了した直後の落札価格が違反行為の影響を受けない自由

な競争による価格と認められ、かつ相当数の落札があり違反行為の直後の落札価格を合理的に算定することができるときは、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、その価格をもって想定落札価格と推認することが相当である（東京高裁平成18年2月17日第3特別部判決）。

5 そして、価格形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないときは、直後の落札価格をもって想定落札価格を推認することが許されるが、価格形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等の変動があるときは、上記のような事実上の推認を働かせる前提を欠くことになることから、違反行為の直後の落札価格のみから想定落札価格を推認することは許されず、直後の落札価格のほか、価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を総合検討してこれを推計しなければならないというべきである（上記最判等）。

既に説示したところによれば、平成26年度及び平成27年度の各入札（本件各入札）は談合の違反行為により形成された落札価格であり、本件16社による談合は本件各入札以前から行われていたと認められるから、本件各入札の直前の落札価格をもって想定落札価格とするのは相当ではない。そこで、本件各入札より後の入札における落札価格による推計の当否を検討する。

(2) 争点①（本件各入札（平成26年度、平成27年度）とそれより後の各入札において、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないといえるか）について

20 ア 本件各入札とそれより後の各入札は、いずれも原告が設置する浄水場で使用される水道用粉末活性炭の調達に係る一般競争入札であり、納入する浄水場、調達する活性炭の品質に関する仕様は同一である（甲8、9、22の1～5、弁論の全趣旨）。

イ 各指標について

総務省統計局が作成した消費者物価指数（甲20）によれば、2014年（平成26年）から2020年（令和2年）の総合指数は98.0から100.2の範囲で推移している。

厚生労働省の作成した賃金に関する資料（甲21）によれば、男女計の賃金は、平成26年から令和元年にかけて299万6000円から307万7000円へと上昇し、令和2年及び令和3年も令和元年と同水準で推移している。平成26年から令和元年までの上昇幅は8万1000円、上昇率は2.7%である。

5 経済産業省生産動態統計（甲29）による活性炭（粉状）の出荷販売単価は、2014年（平成26年）から2021年（令和3年）にかけて、1トン当たり40万円台後半から50万円付近で推移している。

以上のとおり、本件各入札時とそれより後の各入札とでは、上記各指標に大きな変動はない。

10 ウ 被告らの主張について

被告らは、下記諸点を指摘して、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等がないとはいえない旨を主張するので、検討する。

(ア) 平成27年度から平成28年度にかけて中国から輸入される活性炭の価格が約20%下落し、平成29年度以降も下落の影響が残っている旨の指摘

15 活性炭は、原料により、ヤシ殻系、石炭系、木質系等に分類されるが、原告に納入されている水道用粉末活性炭はヤシ殻系、木質系のものであり、中国はそれらの主たる生産国ではない（甲31、乙Dの1、弁論の全趣旨）。また、本件各入札により被告フタムラ化学及び被告朝日汙過材から納入された活性炭は、いずれも同社らが国内工場
20 3)。

(イ) 被告朝日汙過材が平成27年度入札で原告に納入した粉末活性炭と同種の活性炭の仕入単価は平成28年度及び平成29年度の間で著しく下落している旨の指摘

証拠（甲9、乙Dの1ないし7）及び弁論の全趣旨によれば、被告朝日汙過材における平成26年から令和2年までの木質系活性炭の1キログラム当たりの仕入単価
25 は、242円（平成26年）、280円（平成27年）、268円（平成28年）、15

9円（平成29年）、180円（平成30年）、183円（令和元年）、185円（令和2年）と推移していること、原告への納入は仕様書に合わせて加水処理等をして行われることが認められるところ、上記期間の落札価格は、183円（平成26年度）、170円（平成27年度）、127円（平成28年度）、133円（平成29年度）、150円（平成30年度）、151円（令和元年度）、122円（令和2年度）と推移しており、上記仕入単価の推移とは必ずしも連動していない。また、経済産業省生産動態統計（甲29）によると活性炭（粉状）の出荷販売単価の指標に大きな変動が見られないことは上記説示のとおりであるところ、被告朝日汙過材における上記仕入単価の推移が木質系活性炭の仕入単価の一般的な推移を示すものがあるか判然としない。

10 (ウ) A重油の価格が本件各入札後は下落している旨の指摘について

証拠（乙A7の1・2）によれば、日本国内における産業用A重油の1リットルあたりの納入価格は、平成25年から令和2年にかけて、84.6円（平成25年）、87.9円（平成26年）、62.3円（平成27年）、48.2円（平成28年）、59.6円（平成29年）、74.1円（平成30年）、71.8円（令和元年）、58.5円（令和2年）と推移していることは認められるものの、水道用粉末活性炭納入業務の入札価格に燃料費の価格がどのくらいの割合でどのような影響を及ぼしているのかについて具体的な指摘はされていない。この点を措いても、前記(イ)で説示した平成26年度から令和2年度までの落札価格の推移と上記A重油価格の推移を対比しても、連関性を見出すことはできない。

20 (エ) 以上のとおり、被告らが指摘する前記各諸点は、いずれも入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないとはいえないことをうかがわせる的確な指摘とはいえない。

そして、被告らが種々主張するその他の点も、上記と同様、的確な指摘がされているとはいえない。

25 エ 小括

以上のとおり、本件が、納入する浄水場、調達する活性炭の品質に関する仕様が同

一である水道用粉末活性炭の調達に係る一般競争入札の事案であること（前記ア）、
談合の前後を通じて、消費者物価指数、賃金、活性炭（粉状）の出荷販売単価の指標
に大きな変動がないこと（前記イ）、他方で、被告らの指摘は的確なものとはいえない
こと（前記ウ）からすれば、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造
その他の経済的要因等にさしたる変動がないことをうかがわせる的確な事情はなく、
5 その他の経済的要因等にさしたる変動がないことをうかがわせる的確な事情はなく、
本件各入札とそれ以降の各入札とでは、入札における価格形成の前提となる経済条件、
市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないと認められる（なお、令和4年
度分については後述する。）。

（3）争点②（想定落札価格を、本件各入札以降の落札価格の平均値をもって算定す
10 ることが相当であるか、相当である場合には、いかなる年度の落札価格を算定の基礎
とすべきであるか、不相当である場合には、落札価格と予定価格の比率（落札率）を
もって想定落札価格とするべきである、あるいは、民事訴訟法248条により損害額
を算定するべきであるか）について

ア 既に説示したとおり、本件が、納入する浄水場、調達する活性炭の品質に関す
15 る仕様が同一である水道用粉末活性炭の調達に係る一般競争入札の事案であること
からすれば、想定落札価格は、落札価格が談合による影響を受けなくなった直後以降
の落札価格の平均値により算定するのが相当である。

イ 算定の基礎とすべき入札年度について

原告は、平成28年度から令和2年度までの落札価格、これに加える場合には令和
20 3年度までの落札価格を算定の基礎とすべきである旨主張する。他方、被告らは、①
公正取引委員会による排除措置命令の実行期間中に実施された平成28年度は算定
の基礎から除外すべきである、②萎縮効果がある平成29年度の落札価格は算定の基
礎から除外すべきである、③令和3年度、令和4年度の落札結果も算定の基礎とすべ
きである旨主張する。

25 ①について、平成28年度入札には、本件15社以外の会社の窓口業者（サムライ）
と、本件15社のうち談合から離脱したセラケムないしダイネンの窓口業者が入札に

参加したものの、落札したのは談合から離脱していない太平洋化学産業の窓口業者であり、セラケムとダイネンを除く本件15社の窓口業者は協力価格で入札している（認定事実(1)エ(ア)）。そうすると、太平洋化学産業は、平成28年度入札において、インサイダー他社が落札する心配をすることなく、アウトサイダーにだけ勝てる価格設定をして入札に参加することができたのであり、平成28年度入札の落札価格が談合の影響を受けていないと直ちにいうことはできない。平成28年度の落札価格（127円）が前年度（170円）から大きく下落していることや、平成28年度入札が課徴金納付命令の対象となっていないこと（甲1）は、上記判断を左右しない。

②について、平成29年度入札を落札したのは、平成28年1月14日に既に談合から離脱し、平成28年度入札にも離脱していなかった本件15社よりも低い価格で入札に参加したダイネンの窓口業者であったこと（認定事実(1)エ(イ)）、平成29年度の落札価格（133円）が平成28年度の落札価格（127円）よりも高いことからすれば、ダイネンによる平成29年度の落札価格が、談合継続の疑いをかけられることを避けようとした萎縮効果により低額で入札したものであると認めることはできない。

③について、上記①の点を踏まえれば、算定の基礎とする落札価格は、平成29年度以降のもので、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないと認められる範囲のものとするのが相当であるところ、争点①で説示した各指標の推移や、落札価格が令和3年度までは大きな変動なく推移していること（認定事実(1)エ(イ)(ウ)）に照らすと、平成29年度から令和3年度までの落札価格は算定の基礎とするのが相当である。他方、令和4年度は落札価格がそれまでよりも大きく上昇しているところ、令和4年度の入札は、同年3月9日に入札を実施したところ不調となったため、再度の入札を実施して落札者が決定していること（甲23、24）、活性炭の製造販売を行うクラレが、原料費や物流費が高騰したことを理由に、令和4年1月以降半年ごとに販売価格を値上げしていること（甲25～27）、令和4年当時、コロナウィルス蔓延に伴う国内輸送コストの上昇、ロシアによ

るウクライナ侵攻といった不安定な海外情勢が見受けられたことからすれば、令和4年度の入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がなかったと認めることには疑義があるといわざるを得ず、同年度の落札価格を算定の基礎に加えるのは相当でない。

5 以上によれば、平成29年度から令和3年度までの落札価格を算定の基礎として、その平均値を想定落札価格とするのが相当であり、その計算値は133.4円 $((133円+150円+151円+122円+111円) \div 5)$ となる。

ウ 被告本町化学は、①算定の基礎とする落札価格は5件しかなく落札価格の平均値を用いることは合理性を欠く、②落札価格と予定価格の比率（落札率）をもって想
10 定落札価格とするべきである、③他の談合入札による損害賠償請求の事案と同様に、民事訴訟法248条により損害額を算定するべきである旨主張する。

しかしながら、①②について、本件が、納入する浄水場、調達する活性炭の品質に関する仕様が同一である水道用粉末活性炭の調達に係る一般競争入札の事案であることから、談合の影響を受けた入札と、影響を受けていない入札を比較することが可
15 能であるから、算定の基礎とする落札価格が5件であることが過少であり相当性を欠くとはいえないし、落札率を用いなくとも現実の落札価格を用いた推計が可能であり、かつ、相当というべきである。

③については、指摘に係る裁判例の多くは建設工事に係る談合事件であり、そうした事案では、談合があった事案とそれ以外の入札事案とで工事の規模や内容が異なる
20 のが通常であるから、損害の性質上、その額の立証をすることが極めて困難であるときに当たることが多いものと考えられるが、本件は、納入する浄水場、調達する活性炭の品質に関する仕様が同一である水道用粉末活性炭の調達に係る一般競争入札の事案であり、上記のように損害額を立証することが極めて困難であるときに当たるとまでは言い難い。

25 以上によれば、被告本町化学の上記主張は採用できない。

(4) 争点③（具体的損害額）について

裁判所が認定した想定落札価格は133.4円であるが、原告は、認定された想定落札価格が原告主張の想定落札価格(136.6円)を下回る場合には、原告の請求は一部請求とする旨主張していることから、本訴請求に係る具体的損害額は、原告主張の想定落札価格を用いて算定することとなる。

5 そうすると、被告らの違法行為により原告に生じた損害額元本は、別紙2の「3 損害額(税込)」及び別紙3のとおり、平成26年度が440万1838円、平成27年度が1064万8454円であり、確定遅延損害金(窓口業者に支払った活性炭購入費の各支払日から各年度の最も遅い支払日の前日までのもの)は、別紙4のとおり、平成26年度分(平成27年4月23日までのもの)が13万8874円、平成27
10 年度分(平成28年4月24日までのもの)が32万7856円である。そして、弁護士費用は、平成26年度分が44万円、平成27年度分が106万円と認めるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用は民事訴訟法
15 61条を、仮執行宣言は同法259条1項を適用して主文のとおり判決する。

なお、被告本町化学の仮執行免脱宣言の申立ては、相当でないからこれを付さないこととする。

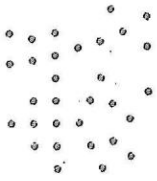
水戸地方裁判所民事第2部

20

裁判長裁判官

25

裁判官



裁判官 [REDACTED] は、転補のため署名押印できない。

5

裁判長裁判官



(別紙)

当事者目録

水戸市笠原町 9 7 8 番 6

原 告 茨 城 県

同代表者茨城県公営企業管理者企業局長

	稲 見 真 二
同訴訟代理人弁護士	植 崎 明 夫
同	田 中 道 夫
同	阿 久 津 正 晴
同	鈴 木 翔 太
同指定代理人	澁 谷 憲 一
同	深 谷 真 弘
同	高 須 正 人
同	横 田 定 家
同	角 張 順 一
同	大 津 賢 一

東京都足立区中央本町一丁目 2 番 1 1 号

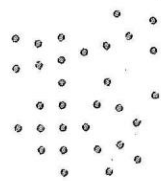
被 告

本 町 化 学 工 業 株 式 会 社

(以下「被告本町化学」という。)

同代表者代表取締役	小 田 利 明
同訴訟代理人弁護士	高 橋 善 樹
同	堀 越 友 香
同	土 肥 衆
同訴訟復代理人弁護士	木 村 瑠 志
同	木 村 俊 太 郎

名古屋市中村区名駅二丁目 2 9 番 1 6 号



5

被 告 フタムラ化学株式会社
(以下「被告フタムラ化学」という。)

同代表者代表取締役	長	江	泰	雄
同訴訟代理人弁護士	楠	田	堯	爾
同	安	積	孝	師
同	岡	田	善	行
同	後	藤	謙	治

岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1

10

被 告 朝日汙過材株式会社
(以下「被告朝日汙過材」という。)

同代表者代表取締役	肥	田	祐	輔
同訴訟代理人弁護士	高	橋		聖
同	大	塚	智	倫
			以	上

15

談合業者一覧

番号	業者名	住所
1	本町化学工業株式会社	東京都足立区中央本町一丁目2番11号
2	フタムラ化学株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目29番16号
3	日本エンバイロケミカルズ株式会社(注1)	
4	大阪ガスケミカル株式会社	大阪府大阪市西区千代崎三丁目南2番37号
5	水i n g株式会社	東京都港区港南一丁目7番18号
6	クラレケミカル株式会社(注2)	
7	株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地
8	ダイネン株式会社	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地
9	幸商事株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
10	太平化学産業株式会社	大阪府大阪市中央区東高麗橋1番16号
11	カルゴンカーボンジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号
12	朝日汙過材株式会社	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1
13	株式会社エーシーケミカル	千葉県流山市美原三丁目8・9番地の3
14	株式会社サンワ	福岡県福岡市城南区別府二丁目14番8号
15	株式会社ツルミコール(注3)	
16	セラケム株式会社	広島県世羅郡世羅町大字本郷954番地の1

(注1) 上記3は、平成27年4月1日に、上記4に吸収合併された。

(注2) 上記6は、平成29年1月1日に、上記7に吸収合併された。

(注3) 上記15は、令和3年4月1日に、上記2に吸収合併された。

1 落札価格

期間区分	談合期間		談合終了後の期間				
年度(H-平成、R-令和)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
落札価格(1kg当り) (税抜)	183円	170円	127円	133円	150円	151円	122円
平均落札価格 (想定落札価格)	—		136.6円				

2 損害割合

年度	落札価格 (①)	想定落札価格 (②)	差額(損害額) (③=①-②)	損害割合 (④=③÷①)
H26年度	183円	136.6円	46.4円	25.355191%
H27年度	170円	136.6円	33.4円	19.647059%

3 損害額(税込)

年度	業務名	支払総額 (⑤)	損害割合 (④)	損害額 (⑥=⑤×④)
H26年度	水道用粉末活性炭購入単価契約	17,360,697円	25.355191%	4,401,838円
H27年度	水道用粉末活性炭購入単価契約	54,198,720円	19.647059%	10,648,454円
			計	15,050,292円

活性炭購入費の支払一覧

H26(2014)年度

	粉末	浄水場	支払日	支払額(円)	請求額(円)
1	H26	利根川	2014/5/23	711,504	180,403
2	H26	利根川	2014/7/25	1,280,707	324,726
3	H26	利根川	2014/9/25	1,280,707	324,726
4	H26	利根川	2014/10/24	1,280,707	324,726
5	H26	水戸	2014/5/15	711,504	180,403
6	H26	水戸	2014/6/13	1,423,008	360,806
7	H26	水戸	2014/7/15	2,846,016	721,613
8	H26	水戸	2014/8/15	2,846,016	721,613
9	H26	水戸	2014/9/12	1,423,008	360,806
10	H26	水戸	2014/10/15	1,423,008	360,806
11	H26	水戸	2015/1/15	711,504	180,403
12	H26	水戸	2015/3/13	711,504	180,403
13	H26	水戸	2015/4/24	711,504	180,404
	計			17,360,697	4,401,838

H27(2015)年度

	粉末	浄水場	支払日	支払額(円)	請求額(円)
1	H27	利根川	2015/5/25	660,960	129,859
2	H27	利根川	2015/6/25	660,960	129,859
3	H27	利根川	2015/7/24	3,304,800	649,296
4	H27	利根川	2015/8/25	15,202,080	2,986,762
5	H27	利根川	2015/9/25	3,965,760	779,155
6	H27	利根川	2015/10/23	3,965,760	779,155
7	H27	利根川	2016/1/25	1,321,920	259,718
8	H27	利根川	2016/3/25	1,321,920	259,718
9	H27	利根川	2016/4/25	1,321,920	259,718
10	H27	水戸	2015/6/10	4,626,720	909,014
11	H27	水戸	2015/7/15	5,287,680	1,038,874
12	H27	水戸	2015/8/14	3,965,760	779,155
13	H27	水戸	2015/9/15	2,643,840	519,437
14	H27	水戸	2015/10/15	2,643,840	519,437
15	H27	水戸	2015/12/15	1,321,920	259,718
16	H27	水戸	2016/1/15	1,321,920	259,718
17	H27	水戸	2016/4/15	660,960	129,861
	計			54,198,720	10,648,454

確定損害金の計算書

H26(2014)年度

	始期	終期	日数	請求額(円)	損害金(円) (円未満切捨)
1	2014/5/23	2015/4/23	336	180,403	8,303
2	2014/7/25	2015/4/23	273	324,726	12,143
3	2014/9/25	2015/4/23	211	324,726	9,385
4	2014/10/24	2015/4/23	182	324,726	8,095
5	2014/5/15	2015/4/23	344	180,403	8,501
6	2014/6/13	2015/4/23	315	360,806	15,569
7	2014/7/15	2015/4/23	283	721,613	27,974
8	2014/8/15	2015/4/23	252	721,613	24,910
9	2014/9/12	2015/4/23	224	360,806	11,071
10	2014/10/15	2015/4/23	191	360,806	9,440
11	2015/1/15	2015/4/23	99	180,403	2,446
12	2015/3/13	2015/4/23	42	180,403	1,037
13	2015/4/24			180,404	未定
合計				4,401,838	138,874

H27(2015)年度

	始期	終期	日数の内訳		請求額(円)	損害金(※)		損害金合計(円) (円未満切捨)
			①2015年	②2016年		①2015年	②2016年	
1	2015/5/25	2016/4/24	221	115	129,859	3,931.3	2,040.1	5,971
2	2015/6/25	2016/4/24	190	115	129,859	3,379.8	2,040.1	5,419
3	2015/7/24	2016/4/24	161	115	649,296	14,320.0	10,200.6	24,520
4	2015/8/25	2016/4/24	129	115	2,986,762	52,779.7	46,923.1	99,702
5	2015/9/25	2016/4/24	98	115	779,155	10,459.8	12,240.8	22,700
6	2015/10/23	2016/4/24	70	115	779,155	7,471.3	12,240.8	19,712
7	2016/1/25	2016/4/24	0	91	259,718	0	3,228.7	3,228
8	2016/3/25	2016/4/24	0	31	259,718	0	1,099.8	1,099
9	2016/4/25				259,718			未定
10	2015/6/10	2016/4/24	205	115	909,014	25,527.1	14,280.9	39,808
11	2015/7/15	2016/4/24	170	115	1,038,874	24,192.9	16,321.1	40,514
12	2015/8/14	2016/4/24	140	115	779,155	14,942.6	12,240.8	27,183
13	2015/9/15	2016/4/24	108	115	519,437	7,684.8	8,160.5	15,845
14	2015/10/15	2016/4/24	78	115	519,437	5,550.1	8,160.5	13,710
15	2015/12/15	2016/4/24	17	115	259,718	604.8	4,080.2	4,685
16	2016/1/15	2016/4/24	0	101	259,718	0	3,583.5	3,583
17	2016/4/15	2016/4/24	0	10	129,861	0	177.4	177
合計					10,648,454			327,856

※ 2015(H27)は1年365日の日割計算、2016(H28)は閏年のため1年366日の日割計算をした。

談合期間

H26		H27	
窓口業者	メーカー	窓口業者	メーカー
大和化成(株)	フタムラ化学(株)	東邦薬品(株)	朝日汙過材(株)
(株)吉岡商店	杭州恒興活性炭有限公司	(株)サムライ	コーンシステムフロンテック(株)
(有)石田商事	太平化学産業(株)	大和化成(株)	フタムラ化学(株)
大成クリーン(株)	クラレケミカル(株)	サンアクリル(株)	日本エンバロケミカルズ(株)
中山商事(株)	カルゴンカーボンジヤパン(株)	小西安(株)	セラケム(株)
(株)取手化学	キャボット・リット・ジヤパン(株)	(有)島田商店	日本エンバロケミカルズ(株)
(株)鹿島商会	ダイネン(株)	東鉱商事(株)	太平化学産業(株)
(株)マルシ薬品	水ing(株)	筑宝産業(株)	クラレケミカル(株)
(株)流山化学	キャボット・リット・ジヤパン(株)	ITSTレーディング(株)	セラケム(株)
東鉱商事(株)	太平化学産業(株)	(株)流山化学	キャボット・リット・ジヤパン(株)
フジオックス(株)	ダイネン(株)	大成クリーン(株)	クラレケミカル(株)
筑宝産業(株)	クラレケミカル(株)	(株)取手化学	キャボット・リット・ジヤパン(株)
(有)ITSTレーディング	セラケム(株)	(株)鹿島商会	ダイネン(株)
東邦薬品(株)	朝日汙過材(株)	中山商事(株)	カルゴンカーボンジヤパン(株)
新日本化成(株)	水ing(株)	(株)マルシ薬品	水ing(株)
小西安(株)	セラケム(株)	フジオックス(株)	ダイネン(株)
林六(株)	セラケム(株)	(有)石田商事	太平化学産業(株)
		林六(株)	セラケム(株)

入札・見積結果情報閲覧

戻る

件名	平成26年度浄水用薬品(水道用粉末活性炭)の調達
入札方式	一般競争
案件番号	2014031703
開札日時	2014/03/17 15:00
予定価格	*****
調査基準価格/最低制限価格区分	*****
調査基準価格/最低制限価格	*****
課所名	茨城県 企業局 企業局総務課
検査日付	*****
添付ファイル	入札経過(水道用粉末活性炭).pdf

入札経過 (赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回	第2回	随意契約 (1回目)	随意契約 (2回目)	摘要
	金額	金額	金額	金額	
*****	*****	*****	*****	*****	

入札参加資格審査結果

業者名	資格有無	理由	備考
-----	------	----	----

備考

入札経過については添付ファイル参照

上記金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額が契約の申し込みに係る金額である。
ただし、随意契約においては前述の加算金額を含めた金額である。

入札経過（水道用粉末活性炭）

番号	業者名	第1回	第2回	随意契約 (1回目)	随意契約 (2回目)	摘 要
		金額（円）	金額（円）	金額（円）	金額（円）	
1	(株)吉岡商店	232.00				
2	大成クリーン(株)	270.00				
3	(有)石田商事	268.00				
4	(株)流山化学	280.00				
5	(株)取手化学	276.00				
6	東邦薬品(株)	290.00				
7	(株)鹿島商店	277.00				
8	林六(株)	294.00				
9	東鉾商事(株)	280.00				
10	(株)マルジェ薬品	279.00				
11	小西安(株)	292.00				
12	大和化成(株)	183.00				落札
13	中山商事(株)	273.00				
14	筑宝産業(株)	287.00				
15	フジオックス(株)	285.00				
16	(有)ITSトレーディング	288.00				
17	新日本化成(株)	291.00				

上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

入札・見積結果情報閲覧



件名	平成27年度浄水用薬品(水道用粉末活性炭)の調達
入札方式	一般競争
案件番号	2015031603
開札日時	2015/03/16 15:00
予定価格	*****
調査基準価格/最低制限価格区分	*****
調査基準価格/最低制限価格	*****
課所名	茨城県 企業局 企業局総務課
検査日付	
添付ファイル	入札経過(水道用粉末活性炭).pdf

入札経過 (赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回	第2回	随意契約 (1回目)	随意契約 (2回目)	摘要
	金額	金額	金額	金額	
*****	*****	*****	*****		*****

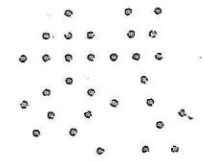
入札参加資格審査結果

業者名	資格有無	理由	備考
-----	------	----	----

備考

入札経過については添付ファイル参照

上記金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額が契約の申し込みに係る金額である。
ただし、随意契約においては前述の加算金額を含めた金額である。



入札経過（水道用粉末活性炭）

番号	業者名	第1回	第2回	随意契約 (1回目)	随意契約 (2回目)	摘 要
		金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	
1	大成クリーン(株)	280.00				
2	(有)石田商事	300.00				
3	(株)流山化学	270.00				
4	(株)取手化学	280.00				
5	東邦薬品(株)	170.00				落札
6	(株)鹿島商店	282.00				
7	林六(株)	304.00				
8	東鉦商事(株)	250.00				
9	(株)マルシェ薬品	290.00				
10	小西安(株)	242.00				
11	大和化成(株)	201.00				
12	中山商事(株)	288.00				
13	(有)島田商店	246.00				
14	筑宝産業(株)	260.00				
15	サンアグロ(株)	220.00				
16	フジオックス(株)	297.00				
17	(有)ITSトレーディング	263.00				
18	(株)サムライ	180.00				

上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

これは正本である。

令和7年6月12日

水戸地方裁判所民事第2部

裁判所書記官